〇佐賀県医師留学資金のご案内

佐賀県では、県内における必要な医師の育成及び確保を図るため、外国の医療機関又は 教育施設において医学に関する技術及び専門知識の習得を目的とした留学のための資金 の貸与を行っています。留学終了後、県内の医療機関等で必要勤務期間業務に従事すれば 返還が免除されます。なお、貸与は予算の範囲内で実施します。

1. 対象者

次のいずれかに該当する者

- ア 県内の基幹型臨床研修病院が行う臨床研修を修了した者
- イ 県内の基幹施設の専門研修プログラムに基づく専門研修を受けている者
- ウ 専門研修を修了した者のうち知事が別に定める者
- エ アからウまでに掲げる者に準ずるものとして知事が別に定める者

2. 貸与額

留学1月につき30万円以内(年間貸与額を一括で貸与します。)

3. 貸与期間

4年以内(留学を開始してから終了するまでの期間以内に限る)

4. 返還免除の要件

貸与を受けた期間の2倍の期間、県内の医療機関等(民間医療機関を含む)で勤務した場合に返還が免除されます。

【返還免除までの勤務イメージ図】

(例:佐賀県医師留学資金の貸与を3年間受けた場合)



※留学資金はご自身のキャリア設計に応じて随時返還することが可能です。(この場合も無利子。)

5. 申請手続き

下記書類を佐賀県医務課医療人材政策室に提出してください。

- ・医師留学資金貸与申請書 ・留学受入機関の入学許可証等 ・医師免許証の写し
- ・申請者及び各連帯保証人の身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の写し
- ・研究業績書等、これまでの研究や診療等に関する業績が分かる資料
- メールアドレス連絡票
- ・(対象者のうちエの該当する者のみ提出) 専門研修の研修プログラム統括責任者または 国立大学法人が開設する県内の病院の診療科長の推薦書

6. 連絡・問い合わせ先

佐賀県医務課医療人材政策室(TEL:0952-25-7358 Mail:imu@pref.saga.lg.jp)

【詳細な条件】

●返還猶予の要件

医師留学資金の貸与を受けた後、返還猶予の要件に該当する場合は、返還猶予申請を行い決定されることで返還が猶予されます。

- ◇ 医師留学資金の返還の全部又は一部が猶予される要件
 - ①県内の医療機関等において業務に従事するとき(条例第9条第2項第4号)
 - ②貸与を廃止された後も引き続き留学をしているとき(条例第9条第2項第5号)
 - ③災害又は疾病が認められるとき(条例第9条第2項第6号)
 - ④その他やむを得ない理由があると認められるとき(条例第9条第2項第6号)
 - ⑤専門研修等を受けるとき(条例第9条第3項)

●返還免除の要件

貸与を受けた期間の2倍に相当する期間を必要勤務期間とし、県内の医療機関等で業務に従事した者は、医師留学資金の返還の全部が免除されます。

- ア 医師留学資金の返還の全部が免除される要件
 - ①必要勤務期間の間、県内の医療機関等における業務に従事したとき
 - ②①の業務に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなったと き
- イ 医師留学資金の返還の全部又は一部が免除される要件
 - ①災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと き
- ※医師留学資金の被貸与者が他の修学資金等(自治医科大学医学部修学資金を含む。)の貸与を受けている場合、医師留学資金に係る必要勤務期間は他の修学資金等に係る必要勤務期間には含めず、また、いずれかの貸与に係る必要勤務期間のための業務は、他の貸与に係る必要勤務期間のための業務への従事の継続性を中断しないものとします。

なお、いずれの貸与資金を優先して返還、又は返還免除を受けるかについては、県と被貸与 者が協議して定めるものとします。

●返還

次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた医師留学資金の額を、当該各号に掲げる理由 が生じた月の翌月1日から起算して1月以内に一括して返還しなければなりません。

- (1) 留学を中止したとき
- (2) 心身の故障のため、留学を継続することができなくなったと認められるとき
- (3) 医師留学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (6) その他被貸与者として不適当と認められるとき
- ※正当な理由がなく貸与を受けた医師留学資金を知事の定める日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければなければなりません。

●その他

医師留学資金の貸与に際して提出された申請書等に記載されている個人情報は、当該貸与事業に係る業務のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

医師留学資金は返還免除が決定となった際に所得税の課税対象となる場合があります。詳細 は税務署にお問い合わせください。